

平成30年度

恩納村「アメリカホームステイプログラム」応募者募集

派遣地域：アメリカ合衆国（西海岸を中心として、中西部までに亘る選定された地域）

派遣期間：夏休み期間中の約一ヶ月間

応募資格：(1) 村内に住所を有する者（**本人とその保護者が恩納村に現に居住していること。**）

(2) 村内の中学校（村出身で県内私立中学校に通う者を含む）又は、県内の高等学校に在学中で、**英検3級以上の合格者であること。**なお、TOEIC 等の他の検定については、お問い合わせください。

(3) 将来、大学への進学、又は地域、青少年団体等において活発な活動が期待できる者。

(4) 協調性を有し、主催者の計画に従って規律ある団体生活ができ、心身ともに健康な者。

(5) 郷土の歴史、文化、芸能、音楽等に関心があり、ある程度の知識を有する者。

(6) 保護者が賛同承諾した者で、かつ、在籍する学校長より承認を受けた者。

派遣人員：3名以内（応募者が多数の場合には、選考にて派遣者を決定）

※要保護、準要保護世帯枠として1名別途派遣します。

必要経費：研修費約616,800円（研修費に諸経費を含んだ額）

（自己負担額：約166,800円 + 村補助額：450,000円（研修生一人当たり））

※要保護、準要保護世帯については全額補助。

【研修費内訳】

研修費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 528,000

諸経費計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88,800

○燃油サーチャージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66,000（H30年2月時点）

○ESTA申請料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,800

○渡航手続き代行料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,000

○米国出入国通行税等・入国審査料等・・・・・・・・ 8,000

○成田・羽田空港使用料・空港税等・・・・・・・・ 4,000

※パスポート印紙代、任意の海外旅行保険料、準備に係る個人的出費、23kg を越える航空受託手荷物料、国際電話料、お土産代等についても**自己負担となります。**

募集期間 4月2日（月）～ 4月27日（金） ※土日を除く

お問い合わせ：教育委員会 社会教育課(比嘉) ☎ 966-1210

平成30年度 村税の納付及び納期限について

●通知書の発送について...

固定資産税・軽自動車税は5月上旬、村県民税は6月上旬の郵送を予定しています。

●納期限までに納付・口座振替の方は預金口座の確認をお願いいたします。納期限までに納付がない場合は、延滞金(利息)や督促手数料が発生しますのでご注意ください。

●納付には、封筒の裏面に記載してある金融機関又はコンビニエンスストアにて納付してください。

※コンビニエンスストアでの支払いは30万円以下に限ります。

納期限カレンダー

科目 納期別	固定資産税	村県民税	軽自動車税
第1期	5月31日	7月2日	5月31日 (全期)
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	2月28日	1月31日	

※固定資産税の納期限については、平成30年より1期分の納期限が4月末から5月末に変更になります。

お問い合わせ：
税務課 ☎ 966-1206